


訪問看護医療 DX 情報活用加算について

2024 年度診療報酬改定に伴い、イムス札幌訪問看護ステーションは地方厚生局長等に届出した訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者の診療情報や薬剤情報等を取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供します。これにより訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。（訪問看護医療 DX 情報活用加算 50 円/月）

これに係る施設基準に準じて、当ステーションは下記の取り組みを実施しております。

1. 厚生労働省が示す訪問看護療養及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（平成 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求（オンライン請求）の実施
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認（マイナンバーを用いたオンライン資格確認）を行う体制の管理
 - ・ 資格情報の提供は利用者および代理人の同意に基づいて実施されることとする
 - ・ 個人情報保護方針に基づいた適正な管理を行い、利用者の訪問看護サービスの提供にのみ使用する
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用し、より質の高いサービスの提供
 - ・ 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して訪問看護の実施
 - ・ マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高いサービスの提供
4. 上記 3 について訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示すること、およびウェブサイトにも同様に掲載すること

2024 年 10 月 7 日

 IMS グループ 医療法人社団明生会
イムス札幌訪問看護ステーション